

理由

犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産（犯罪被害財産）の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。